

福山市教育委員会会議（第8回）議事日程

2023年（令和5年）11月1日

午後2時00分 於：教育委員室

日程第1	教育委員会会議録の承認について	
日程第2	教育長の報告について	
	教育長報告	1
	事務局報告	
	1 図書館の特別整理期間の実施について	3
日程第3	議第34号 臨時代理の承認を求めることについて（福山市教育委員会事務決裁 規程の一部改正）	4
日程第4	議第35号 福山市文化財の指定について	8

\*は非公開予定

教育長報告

9月	30日	土	
10月	1日	日	
	2日	月	中学校長研修（人権交流センター） 学校訪問（南小） 特別国民体育大会 燃ゆる感動かごしま国体 2023 特別全国障害者スポーツ大会 燃ゆる感動かごしま大会 2023 福山市関係選手・監督壮行式
	3日	火	一般・特別会計決算特別委員会
	4日	水	一般・特別会計決算特別委員会
	5日	木	一般・特別会計決算特別委員会 学校訪問（城西中，山手小）
	6日	金	一般・特別会計決算特別委員会 学校訪問（東中，坪生小，神辺東中，旭小）
	7日	土	
	8日	日	
	9日	月	
	10日	火	学校訪問（城南中，大谷台小，大門中，湯田小，道上小）
	11日	水	小学校臨時校長会（ローズコム）
	12日	木	学校訪問（新涯小，光小，鷹取中） 第2回善行市民顕彰選考委員会議
	13日	金	学校訪問（鷹取中）
	14日	土	
	15日	日	
	16日	月	学校訪問（一ツ橋中，長浜小，引野小，幕山小，川口小） 訪問（長浜交流館）
	17日	火	学校訪問（松永小，松永中，大成館中，柳津小，金江小，福山中高）
	18日	水	学校訪問（樹徳小，桜丘小） 福山学校元気大賞部門賞表彰（向丘中）
	19日	木	中国地区都市教育長会定期総会並びに研究協議会（岡山市）
	20日	金	学校訪問（常石ともに学園） 広島県都市教育長会秋の総会（東広島市）
	21日	土	
	22日	日	
	23日	月	学校訪問（霞小）
	24日	火	学校訪問（新市中央中） 福山市連合民生・児童委員連絡協議会研修大会（リーデンローズ）
	25日	水	学校訪問（瀬戸小，津之郷小，至誠中，藤江小，精華中，明王台小）
	26日	木	学校訪問（緑丘小，緑丘幼，旭丘小，箕島小，曙小，あけぼの幼，西深津小）
	27日	金	学校訪問（常石ともに学園） 広島県小学校体育研究大会（緑丘小）
	28日	土	高島小学校創立150周年記念行事（高島小） 広島県高校生スペシャリストの祭典（iti SETOUCHI）
	29日	日	
	30日	月	寄附受納式〔JA福山市〕
	31日	火	学校訪問（城南中，多治米小）

11 月	1 日	水	広島県小学校社会科教育研究大会（東小） 第 8 回教育委員会会議
------	-----	---	-------------------------------------

# 1 図書館の特別整理期間の実施について

福山市図書館条例第3条の2別表第2に規定する特別整理期間による休館日を次のとおり実施する。

## (1) 日程

### ア 中央図書館

2024年（令和6年）1月24日（水）～1月29日（月）（6日間）

### イ 北部図書館，沼隈図書館

2024年（令和6年）2月1日（木）～2月5日（月）（5日間）

### ウ 松永図書館，神辺図書館

2024年（令和6年）2月11日（日）～2月15日（木）（5日間）

### エ 東部図書館，新市図書館

2024年（令和6年）2月29日（木）～3月4日（月）（5日間）

## (2) 周知

広報「ふくやま」1・2・3月号，市・図書館ホームページへの掲載及び館内掲示等

## (参考)

### ○福山市図書館条例

#### (開館時間及び休館日)

第3条の2 図書館の開館時間及び休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

#### 別表第2

名称	開館時間	休館日
福山市中央図書館	午前10時から午後7時まで。 ただし、集会室の開室時間は、午前9時から午後10時まで	(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
福山市松永図書館	午前10時から午後7時まで。 ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前10時から午後6時まで	(2) 館内整理日(1年につき12日を超えない範囲において教育委員会が定める日)
福山市北部図書館		
福山市東部図書館	午前10時から午後7時まで。 ただし、土曜日及び日曜日並びに休日は午前10時から午後6時までとし、集会室の開室時間は午前9時から午後10時まで	
福山市沼隈図書館	午前10時から午後7時まで。 ただし、土曜日及び日曜日並びに休日は、午前10時から午後6時まで	(3) 特別整理期間(1年につき10日を超えない範囲において教育委員会が定める期間)
福山市新市図書館		
福山市神辺図書館		

議第34号

臨時代理の承認を求めることについて（福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成29年教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙)

福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正については、別紙のとおりとする。

○改正の概要

(改正理由)

フレックスタイム制を導入するため、所要の改正をする必要がある。

(改正要旨)

1 教育次長専決事項に職員（部長（部長相当職を含む。）以上）の勤務時間の割り振りを規定するもの。

(第4条の2関係)

2 その他規定の整理を行うもの。

(施行期日)

2023年（令和5年）11月1日

(別紙)

教育委員会訓令第 号

福山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福山市教育委員会事務決裁規程（昭和41年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(教育次長専決事項)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p><u>(1) 職員(部長(部長相当職を含む。))以上の勤務時間の割振りに関すること。</u></p> <p><u>(2) 職員(部長(部長相当職を含む。))以上の旅行命令並びに年次休暇及び特別休暇(夏期研修に限る。)の承認並びに欠勤届その他諸届の処理に関すること。</u></p> <p><u>(3) ~ (5) (略)</u></p>	<p>(教育次長専決事項)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(1) 職員(部長(部長相当職を含む。))以上の旅行命令並びに年次休暇及び特別休暇(夏期研修に限る。)の承認並びに欠勤届その他の諸届の処理に関すること。</u></p> <p><u>(2) ~ (4) (略)</u></p>

附 則

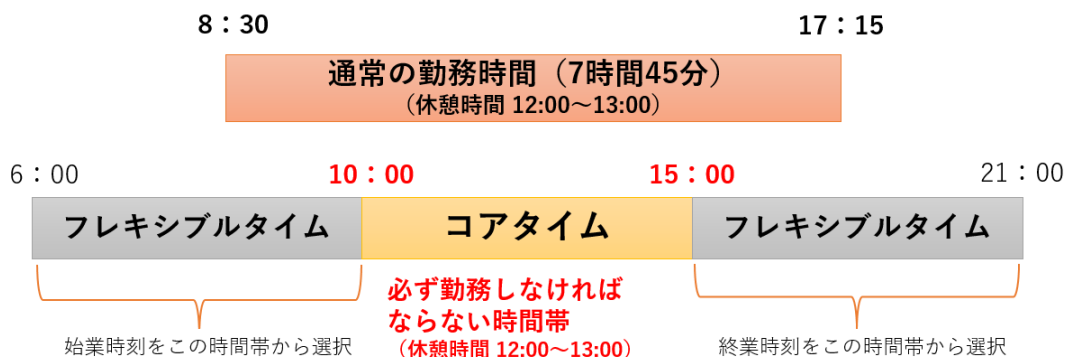
この訓令は、令和5年11月1日から施行する。

(参考)

フレックスタイム制の概要について

職員の勤務時間については、原則8時30分から17時15分までとしている（12時から13時までの間は休憩時間）が、フレックスタイム制の導入により、対象職員の事情に応じて、①始業・終業時刻を早める（遅らせる）こと、②1日の勤務時間を短く（長く）して、その分、他の日の勤務時間を長く（短く）することが可能となる。

単位期間 (勤務時間を定める期間)	1週間(勤務時間38時間45分)
対象職員	育児又は介護を行う常勤職員その他市長が別に定める職員(ただし、実施困難職場の職員を除く。)
フレキシブルタイム (始業及び終業時刻を設定できる時間帯)	6時～21時
コアタイム (必ず勤務しなければならない時間帯)	10時～15時
1日の最短勤務時間数	5時間





議第 3 5 号

福山市文化財の指定について

福山市文化財保護条例第 3 条の規定により、次の文化財を福山市重要文化財に指定する。

種別（種類）	重要文化財（彫刻）
名 称	木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍立像
員 数	3 躯（三尊一具）
所 有 者	宗教法人 蓮華寺
所有者住所	福山市今津町 7 7 5 番地
所在の場所	同上
法 量	別紙 1 のとおり
年 代	阿弥陀如来坐像：平安時代 1 2 世紀 両脇侍立像：室町時代 1 5 ～ 1 6 世紀
形状及び品質・構造	別紙 2 のとおり
そ の 他 参考となる事項	真言宗新熊野山西方院蓮華寺本堂本尊。平安時代、今津に開山した熊野三山の内、蓮華寺は熊野本宮に当てられ、その本地仏阿弥陀如来を本尊としたとの寺伝がある。中尊阿弥陀如来像は①定朝様の作風を彷彿とさせる、備後地方においては稀少な作例であること、②正中矧ぎの一木割矧ぎ造になる珍しい作例であること、③姿態バランスが整い優れた彫技がうかがわれる優作であること、④広島県全域においてみても等身大になる大きさをもつ彫像は決して多くないこと、⑤平安時代末期から鎌倉時代の作風へ移行する過渡期の作例として位置づけられる可能性があること、⑥両脇侍観音・勢至菩薩像が室町期の後補であるものの三尊一具としての体裁を整えることなどから高く評価できる。

(参考)

○福山市文化財保護条例（抄）

(指定)

第 3 条 福山市教育委員会（以下「委員会」という。）は、法及び広島県文化財保護条例（昭和 5 1 年広島県条例第 3 号）に基づき、指定されたものを除き、市内にある文化財のうち、重要なものをそれぞれ市重要文化財又は市史跡名勝天然記念物（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、委員会は、あらかじめその所有者又は保持者の同意を得なければならない。

(別紙1)

法量一覽

(単位：mm)

項目		阿弥陀如来坐像	観音菩薩立像		勢至菩薩立像
本体	像高	862	985		985
	髮際高	744	855		853
	頂一顎	298	231		238
	面長	190	101		110
	面幅	162	88		85
	耳張	178	100		100
	面奥	220	126		110
	腋下張	261	146		143
	肘張	528	295		283
	胸奥	(左) 231 (右) 235	(左) 139 (右) 138		(左) 141 (右) 143
	腹奥	260	165		163
	膝張	680	天衣裾張	325	332
	膝奥	455	裙裾張	226	194
	坐奥	572	足先開	(外) 143 (内) 77	(外) 170 (内) 103
	膝高	(左) 138 (右) 138			
その他					
光背	全高	1354	1407		1399
台座	全高	344	210		210

(別紙2)

《阿弥陀如来》

<形状>

粒状の螺髪を彫出し、髮際線は直線状に表す。螺髪は髮際で三十二粒を数え、地髪部で五段、肉髻部で九段に刻み、肉髻珠を表す。額に白毫相、頸には三道相を表す。眼は半眼開きで、鼻孔を穿ち、耳朶は環状で貫通する。顎下に一条の括り、また両胸下と上腹部に一条の括りを表す。腹前にて両手共に第一指と第二指を捻じ(上品上生印/定印)、右脚を外にして蓮華座上に結跏趺坐する。左足裏の前半部と右足裏の第一・二指先を着衣からのぞかせる。衲衣を偏袒右肩に纏い、下半身に裙を着ける。衲衣は左肩から背面を覆い、右肩に懸かって右脇腹から正面を覆い、末端は左肩に懸ける。

<品質・構造>

一木割矧ぎ造。玉眼嵌入。肉髻珠・白毫共に水晶製嵌入。肉身部金泥彩、着衣漆箔、頭髮群青彩、唇朱彩、眉・口髭・顎髭墨描。玉眼は黒目を墨で塗って朱色で縁取り、目頭・目尻は群青彩か、白目は白に表す。頭体幹部は正中にて左右材を矧ぎ、割首とする。左体側地付まで一材、左腰横裳先に待材と補材各一材、右半身地付まで一材、右肩肘まで一材、右肘先一材、両手首先一材、右腰三角材一材、膝前横木一材、裳先一材からなる。玉眼は修補あるいは後補。膝前裳先、左腰横裳先補材は後補。表面金泥・漆箔後補。光背・台座後補。

《観音菩薩》

<形状>

垂髻を高く結び上げる。頭頂前面に花紋を造り、その基部を列弁文の上に紐二条で結う。頭頂で一束、後方に一束、左右に各二束、下部において後方一束、左右各一束を地髪部に垂らす。紐二条の天冠台を彫出する。地髪は、両側頭部で天冠台に絡めて髪を結び、各一条は耳中央を通り、更に鬢部より両頬に三角状に一条を垂らす。髻部・地髪部の頭髮は毛筋を梳る。前頭部には両手先を衣内に収める阿弥陀化仏立像(光背付)を表す。宝冠・頭飾・冠繪を付ける。額に白毫相、頸部に三道相を表す。眼は半眼開き、鼻孔を穿ち、耳朶は環状で貫通する。顎下に一条の括り、また両胸下と上腹部に一条の括りを表し、臍穴を穿つ。左腕は屈臂して掌を前にして第一指と第三指を捻じ、右腕は肘を緩く曲げて垂下し右腰前に伸ばし掌を前にして第一指と第三指を捻じる。左に腰を捻り、右膝を少し緩めて右足先を少し前に踏み出して蓮華座上に立つ。両肩から天衣を纏い、上半身に条帛、下半身に裙・腰布・腰帯を着ける。天衣は両肩を覆い、左は左肩下から肘の内側より体側に垂らし裙裾に至る。右も同様。条帛は左肩から右脇腹から背面にまわり、再び左肩に懸かり、左胸前の内側を通り腹上に垂らす。裙は正面中央辺りで右前に打ち合わせ、腹前・両腰脇と背面に三角形状に折り返しを見せ、折り返し下部より両腰下から背部に腰帯、またその内側、膝前にかけて腰布を廻らす。胸飾(瓔珞付)を着ける。臂釧・腕釧は着けない。

<品質・構造>

寄木造か。玉眼嵌入。白毫水晶製嵌入。肉身部金泥彩、着衣漆箔、頭髮群青彩。玉眼

の彩色は阿弥陀如来に準ずる。表彩厚塗りのため構造は明確にならないが、恐らく前後二材矧ぎ、両肩先別材、左腕は肘先までと手首までと手首先別材、右腕は手首までと手首先別材。天衣遊離部別材。左足の柄を含む前面材別材。右足は柄を含め共木。

《勢至菩薩》

#### <形状>

形状はほぼ観音菩薩像に準じるが、前頭部に水瓶を表す、左腕は肘を緩く曲げて垂下し、右腕は屈臂する、右に腰を捻り、左膝を少し緩めて右足先を少し前に踏み出す点が異なる。

#### <品質・構造>

ほぼ観音菩薩像に準じるが、頭部は前中後の三材矧ぎ（面矧ぎ）とし、頸下にて挿し頸とするか。

#### <所見>

阿弥陀如来像は、円満な面相、柔和な肉付き、体奥を薄く、浅い彫り口の衣文表現、繊細典雅な姿態は、平安時代後期になって流行したいわゆる定朝様の典型的な作風を示しており、和様彫刻を完成させた仏師定朝作になる平等院鳳凰堂阿弥陀如来像（1053年作）に端を発した作風を追従したものであると言える。

本像は、仏像彫刻の製作技法が一木造（頭軀部の主要部を一材から彫刻する）から寄木造（頭軀を別としそれぞれを複数の材から彫刻する）に移行する平安時代後期において、その過渡期に見られるとされる一木割矧ぎ造になる。頭体幹部一材を正中で矧いで像容の彫刻及び内削りをした後、左右二材を合わせ、首の付け根に鑿を入れて一旦頭部と軀部を切り離す割首を行って、顔面の造作後に再び矧ぎ合わせるというものである。因みに、割首とするのは、分業作業が可能となることや木の歪みを防ぐ効果があるとされる。

このような構造になることや、衣文彫成が浅く平板になるなど、制作が平安時代・11世紀代に遡る可能性もあるが、11世紀後半から12世紀半ば頃までに見られる、定朝様に典型的な円満で穏やかな面相に比べて、やや端巖で実人的な容貌に転換する鎌倉彫刻に見られる作風に近づいているような感覚も看取でき、制作時期が12世紀末まで下がる可能性もある。ただし、この点は、面部に見られる木屎漆による修補の可能性、玉眼も修補の可能性があり、さらに肉身部・着衣共に分厚い表面仕上げ（両脇侍像と共に江戸期の後補）がなされていることなどから、当初の像容が改変されている可能性もあるから断言できない。

次に、両脇侍となる観音・勢至菩薩像は、纏まりの良い姿態に整えられているが、衣文表現に見られるやや短絡的な彫成から室町時代・16世紀を下限としての制作になるものと考えられる。両像は中尊阿弥陀如来像を造像した折の両脇侍像に代わるものとして新造されたのか、室町期に独尊阿弥陀如来像の両脇侍像として新たに加えられて三尊一具となったのかはわからない。

さて、中尊阿弥陀如来像と両脇侍観音・勢至菩薩像の面相は相通ずるものとなってい

ることは一目瞭然である。制作時期の異なる像の面相が一致するのは、後に造像された両菩薩像が阿弥陀如来像に合わせているからであることは言うまでもない。そこで、それが前述したように阿弥陀如来像の面相に修補の手が加わっているのかどうかに関連して、当初の阿弥陀如来に合わせたのか、後世の修補時のものに合わせたのかという疑問点を整理しなければならない。現時点での仮説ではあるが、室町期の彫刻に鎌倉彫刻風のものも見られることから、阿弥陀如来像の面相が当初のものから鎌倉風に修補され、それに合わせて両菩薩像の面相もそれに合わせた、あるいは逆に新造された両菩薩像の鎌倉風の面相に阿弥陀如来像のそれを合わせた可能性もあるということにしておく。

以上を踏まえて、次のとおり結論を示す。

制作時期については、室町期と江戸期の少なくとも二度の修理の手が入っており、表面仕上げが分厚く当初の像容の見極めが難しい点があることを踏まえて、阿弥陀如来像は平安時代 11 世紀代に遡る可能性、鎌倉時代 12 世紀末に下がる可能性もあることも考慮して、平安時代 12 世紀作とし、観音・勢至菩薩像は、室町時代 15～16 世紀作とする。

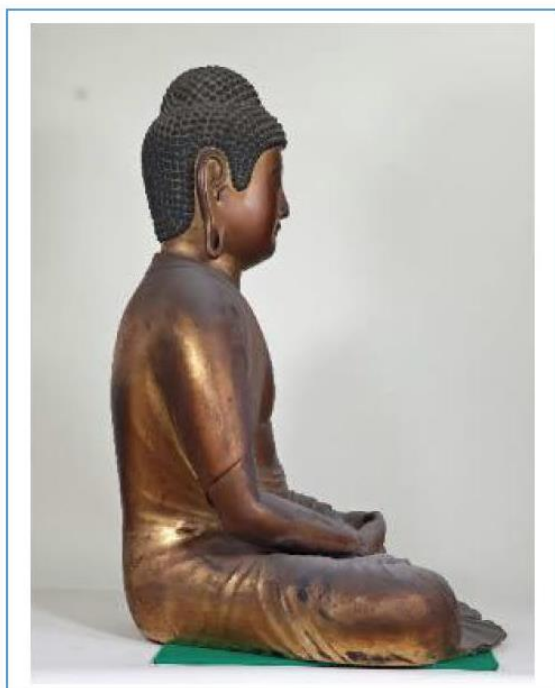
そして、中尊阿弥陀如来像の面相に修補の手が入っているとしても当初の像容は損なわれてはおらず、①平安時代後期に主流となった定朝様の作風を彷彿とさせる、備後地方においては稀少な作例であること、②正中矧ぎの一木割矧ぎ造になる珍しい作例であること、③姿態バランスが整い優れた彫技がうかがわれる優作であること、④広島県全域においてみても等身大になる大きさをもつ彫像は決して多くないこと、⑤平安時代末期から鎌倉時代の作風へ移行する過渡期の作例として位置づけられる可能性があること、⑥両脇侍観音・勢至菩薩像が室町期の後補であるものの三尊一具としての体裁を整えること、などから高く評価でき、福山市重要文化財として指定する価値がある。



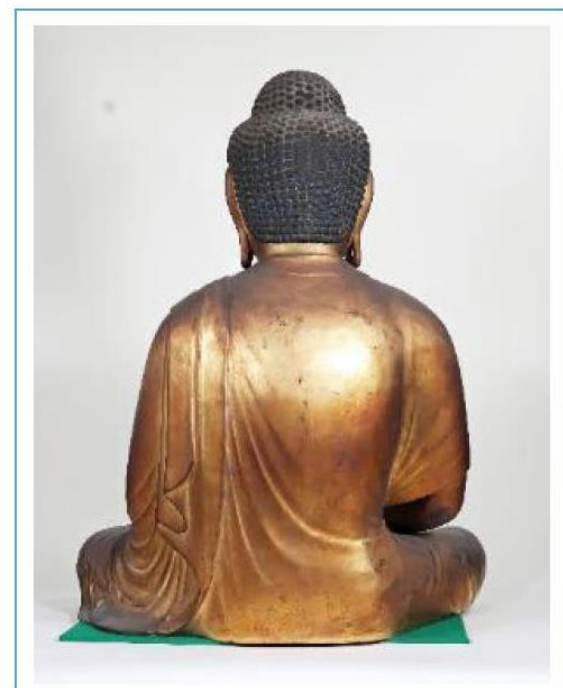
画像 1 阿弥陀如来坐像 正面



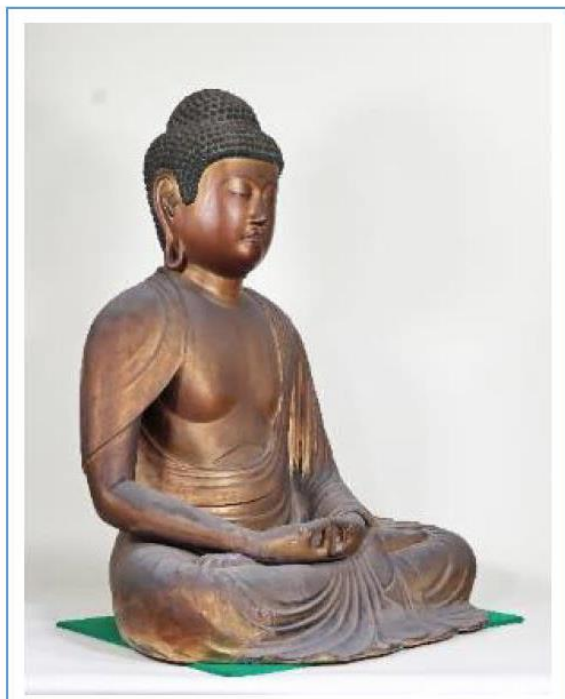
画像 2 阿弥陀如来坐像 左側面



画像 3 阿弥陀如来坐像 右側面



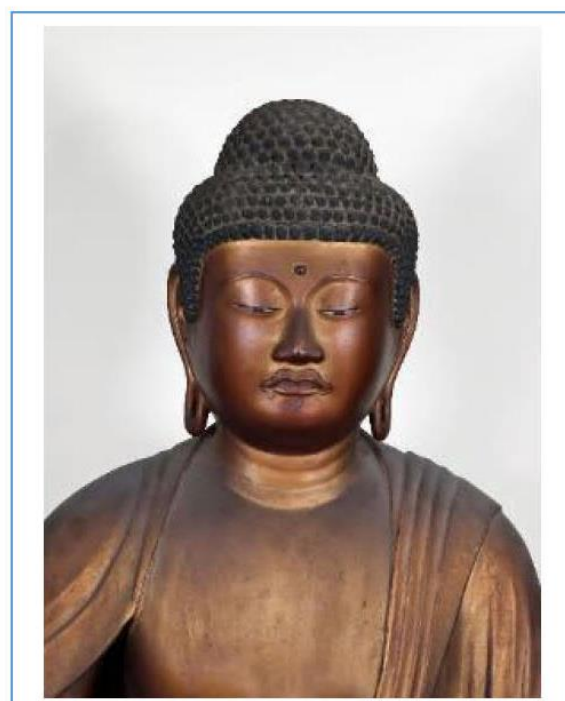
画像 4 阿弥陀如来坐像 背面



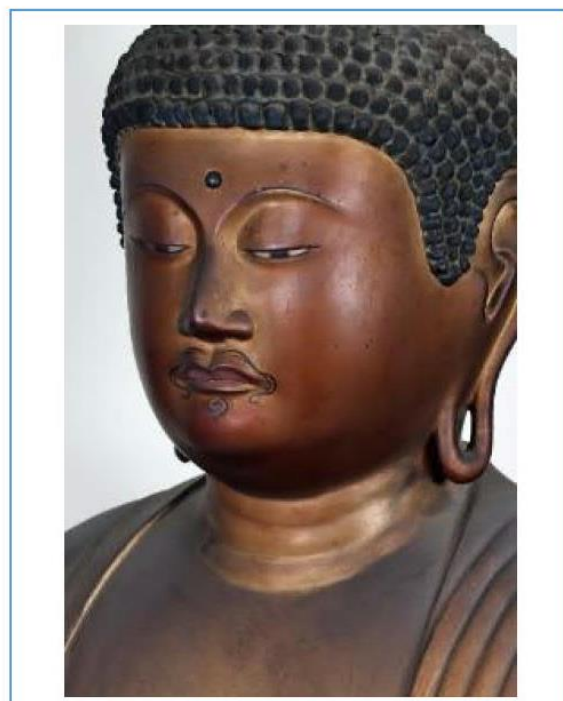
画像5 阿彌陀如来坐像 右斜面



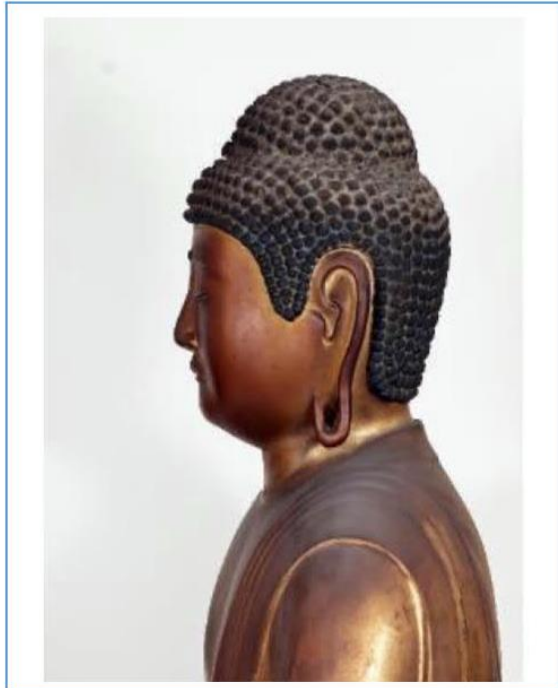
画像6 阿彌陀如来坐像 左斜面



画像7 阿彌陀如来坐像 上半身



画像8 阿彌陀如来坐像 頭部左斜



画像 9 阿彌陀如来坐像 上半身左側面



画像 10 阿彌陀如来坐像 座面見込



画像 11 阿彌陀如来坐像 像底

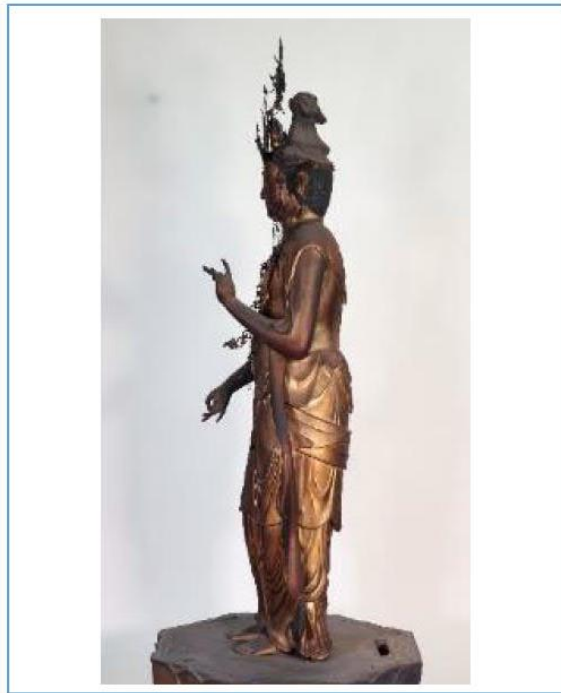


画像 12 阿彌陀如来坐像 割首部





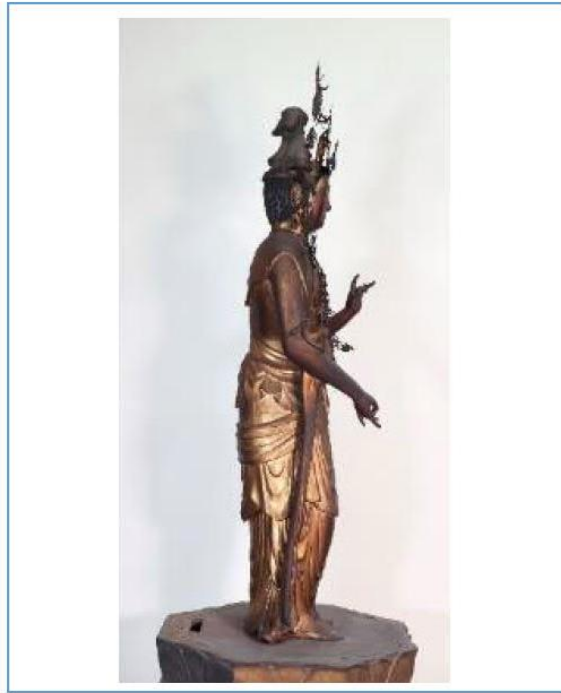
画像 13 観音菩薩立像 正面



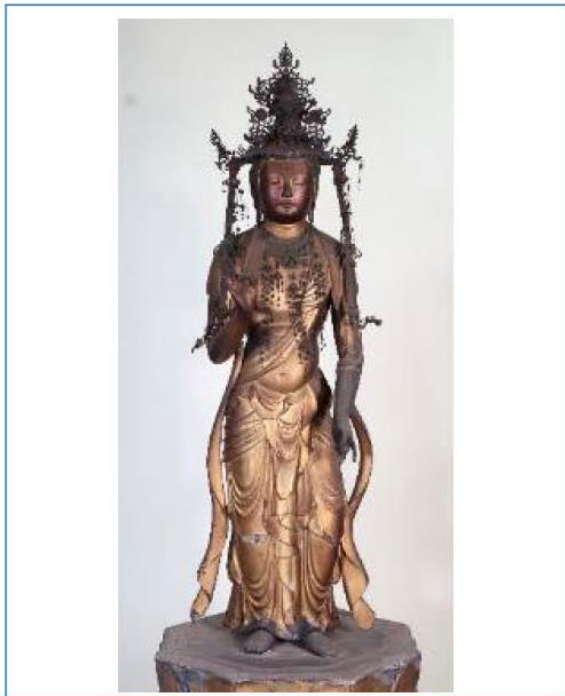
画像 14 観音菩薩立像 左側面



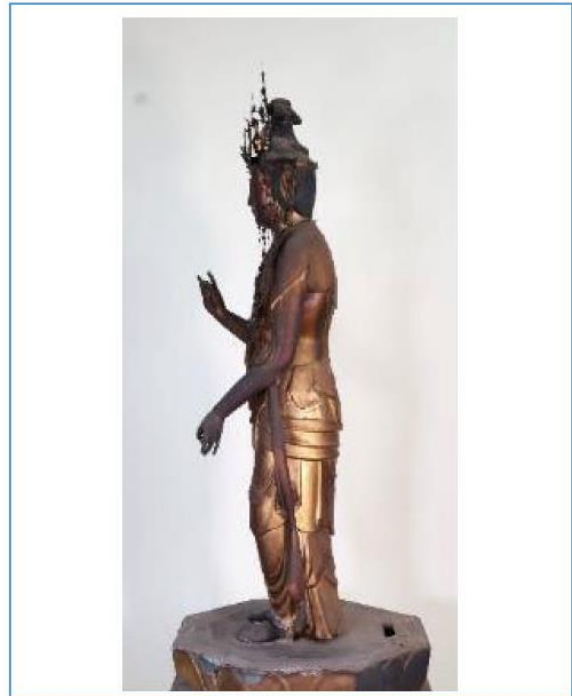
画像 15 観音菩薩立像 背面



画像 16 観音菩薩立像 右側面



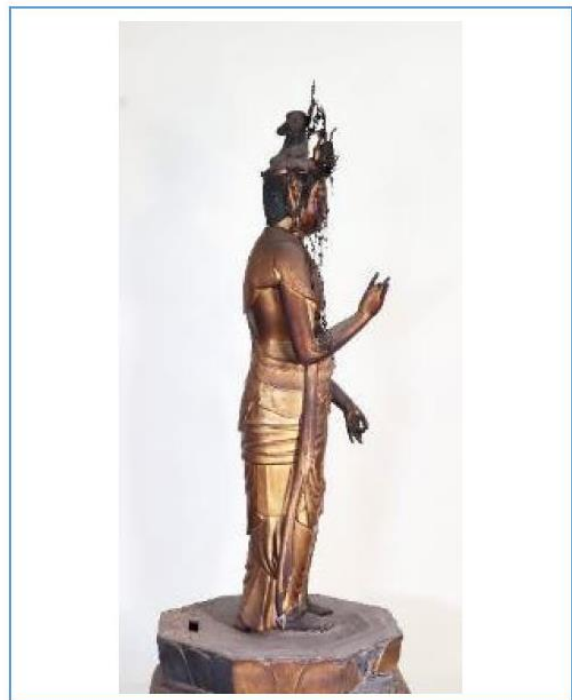
画像 17 勢至菩薩立像 正面



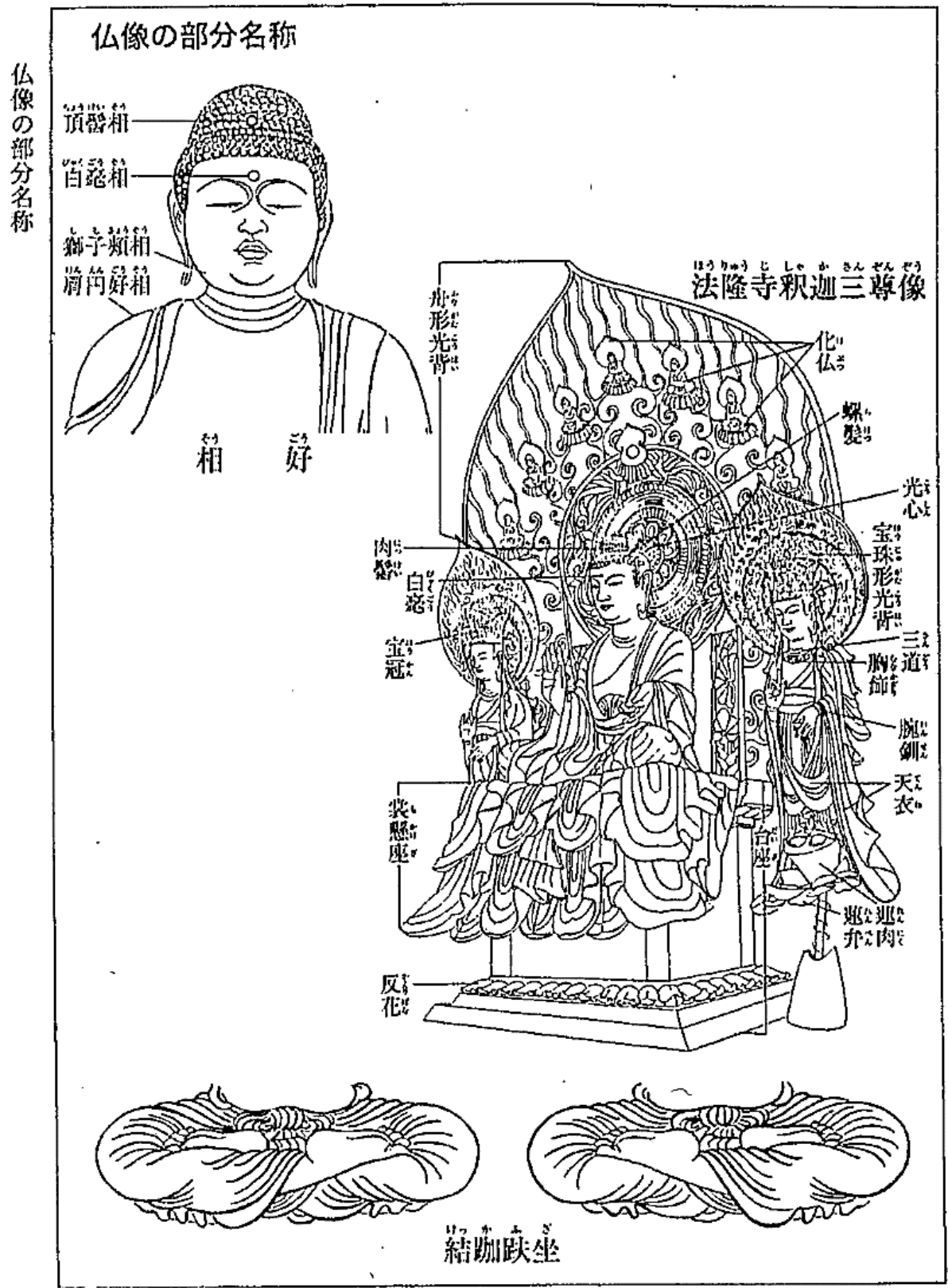
画像 18 勢至菩薩立像 左側面



画像 19 勢至菩薩立像 背面

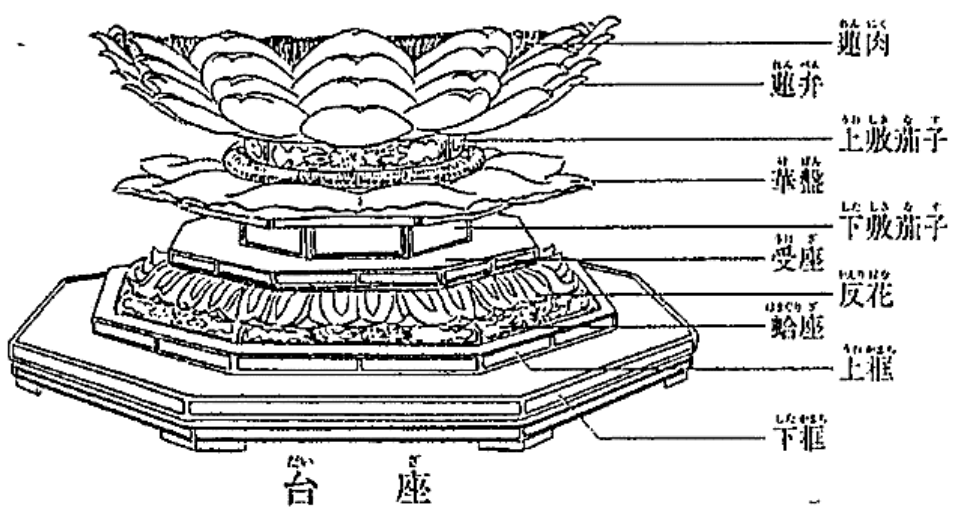
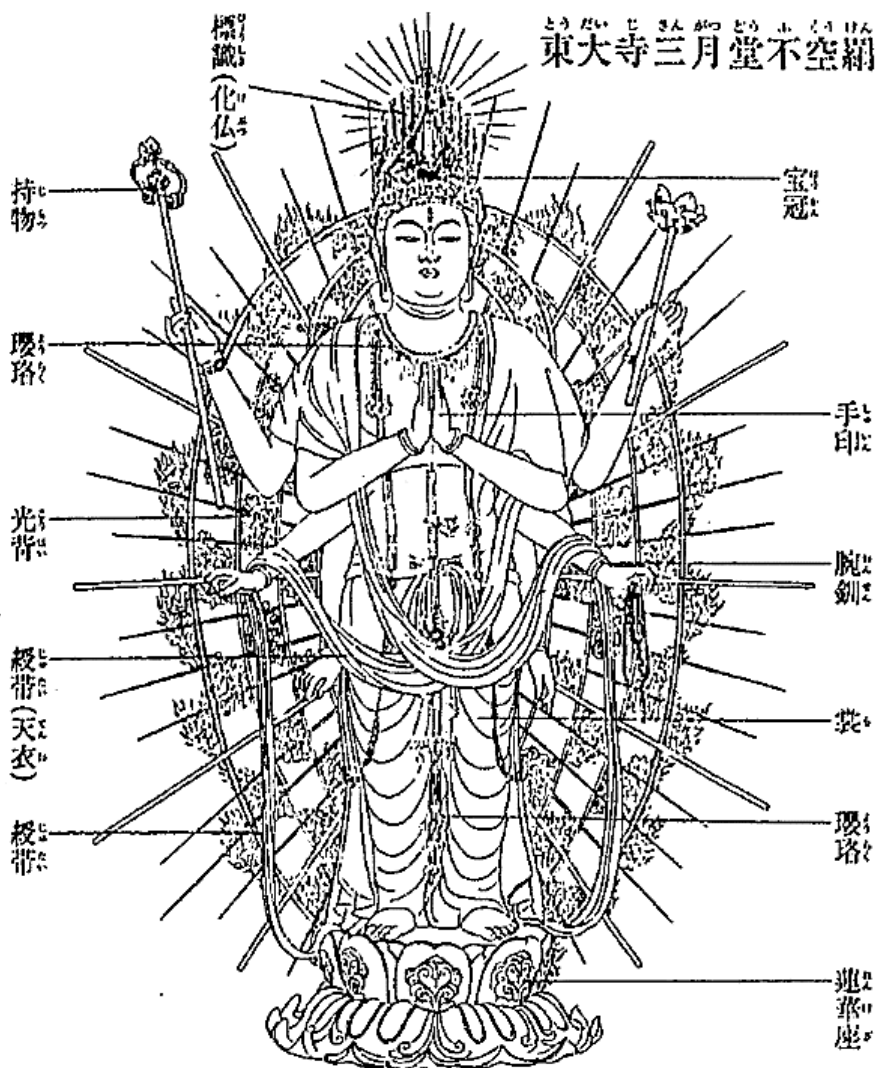


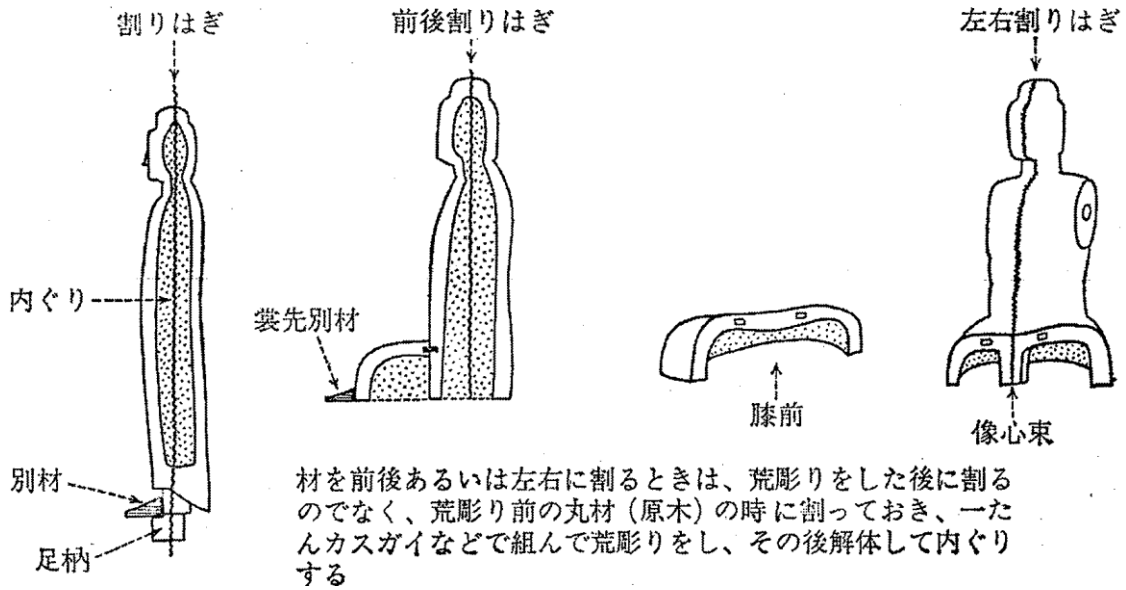
画像 20 勢至菩薩立像 右側面



仏像の部分名称

東大寺三月堂不空絹索観音像

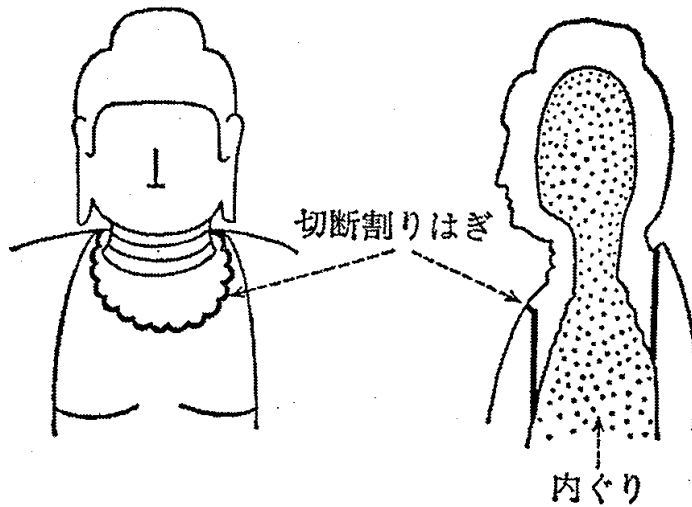




材を前後あるいは左右に割るときは、荒彫りをした後に割るのでなく、荒彫り前の丸材（原木）の時に割っておき、一たんカスガイなどで組んで荒彫りをし、その後解体して内ぐりする

寄木造（藤原中期）

西村公朝著『仏像の再発見』より



4の割りはぎに、さらに頸下で切断割りはぎしている。これは内部を内ぐりして材の乾燥を速めるとき、各材の一番細い頸で狂いができるので、その狂い止めとして切断するのである

寄木造（藤原中期末から鎌倉の初めごろ）

西村公朝著『仏像の再発見』より

福山市指定文化財候補調書

【名称】木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍立像

(中尊：阿弥陀如来坐像、左脇侍：観音菩薩立像、右脇侍：勢至菩薩立像)

【員数】三軀（三尊一具）

【所在地】福山市今津町 775

【所有者】宗教法人 蓮華寺

【法量】(単位：mm)

・阿弥陀如来

像高：862 髪際高：744 頂-顎：298 面長：190 面幅：162 耳張：178 面奥：220  
胸奥：左 231、右 235 腹奥：260 膝奥：455 坐奥：572 腋下張：261 肘張：528  
膝張：680 膝高：左 138、右 138  
光背：高 1354、最大張 1020 台座：高 344、最大張 995、最大奥 885

・観音菩薩

像高：985 髪際高：855 頂-顎：231 面長：101 面幅：88 耳張：100 面奥：126  
胸奥：左 139、右 138 腹奥：165 腋下張：146 肘張：295 天衣裾張：325 裙裾張衣：  
226 足先開：外 143、内 77  
光背：高 1407、最大張 640 台座：高 210、最大張 532、最大奥 530

・勢至菩薩

像高：985 髪際高：853 頂-顎：238 面長：110 面幅：85 耳張：100 面奥：110  
胸奥：左 141、右 143 腹奥：163 腋下張：143 肘張：283 天衣裾張：332 裙裾張衣：  
194 足先開：外 170、内 103  
光背：高 1399、最大張 640 台座：高 210、最大張 550、最大奥 510

【制作時期】

阿弥陀如来：平安時代・12世紀

観音菩薩・勢至菩薩：室町時代・15～16世紀

【概要】

真言宗西方院蓮華寺本堂本尊。平安時代、今津に開山した熊野三山の内、蓮華寺は熊野本宮に当てられ、その本地仏阿弥陀如来を本尊としたとの寺伝がある。

《阿弥陀如来》

＜形状＞ 粒状の螺髪を彫出し、髪際線は直線状に表す。螺髪は髪際で三十二粒を数え、地髪部で五段、肉髻部で九段に刻み、肉髻珠を表す。額に白毫相、顎には三道相を表す。眼は半眼開きで、鼻孔を穿ち、耳朶は環状で貫通する。顎下に一条の括り、また両胸下と上腹部に一条の括りを表す。腹前にて両手共に第一指と第二指を捻じ（上品上生印／

定印)、右脚を外にして蓮華座上に結跏趺坐する。左足裏の前半部と右足裏の第一・二指先を着衣からのぞかせる。衲衣を偏袒右肩に纏い、下半身に裙を着ける。衲衣は左肩から背面を覆い、右肩に懸かって右脇腹から正面を覆い、末端は左肩に懸ける。

<品質・構造> 一木割矧ぎ造。玉眼嵌入。肉髻珠・白毫共に水晶製嵌入。肉身部金泥彩、着衣漆箔、頭髮群青彩、唇朱彩、眉・口髭・顎髭墨描。玉眼は黒目を墨で塗って朱色で縁取り、目頭・目尻は群青彩か、白目は白に表す。頭体幹部は正中にて左右材を矧ぎ、割首とする。左体側地付まで一材、左腰横裳先に待材と補材各一材、右半身地付まで一材、右肩肘まで一材、右肘先一材、両手首先一材、右腰三角材一材、膝前横木一材、裳先一材からなる。玉眼は修補あるいは後補。膝前裳先、左腰横裳先補材は後補。表面金泥・漆箔後補。光背・台座後補。

### 《観音菩薩》

<形状> 垂髻を高く結び上げる。頭頂前面に花紋を造り、その基部を列弁文の上に紐二条で結う。頭頂で一束、後方に一束、左右に各二束、下部において後方一束、左右各一束を地髪部に垂らす。紐二条の天冠台を彫出する。地髪は、両側頭部で天冠台に絡めて髪を結び、各一条は耳中央を通り、更に鬢部より両頬に三角状に一条を垂らす。髻部・地髪部の頭髮は毛筋を梳る。前頭部には両手先を衣内に収める阿弥陀化仏立像(光背付)を表す。宝冠・頭飾・冠繪を付ける。額に白毫相、頸部に三道相を表す。眼は半眼開き、鼻孔を穿ち、耳朵は環状で貫通する。顎下に一条の括り、また両胸下と上腹部に一条の括りを表し、臍穴を穿つ。左腕は屈臂して掌を前にして第一指と第三指を捻じ、右腕は肘を緩く曲げて垂下し右腰前に伸ばし掌を前にして第一指と第三指を捻じる。左に腰を捻り、右膝を少し緩めて右足先を少し前に踏み出して蓮華座上に立つ。両肩から天衣を纏い、上半身に条帛、下半身に裙・腰布・腰帯を着ける。天衣は両肩を覆い、左は左肩下から肘の内側より体側に垂らし裙裾に至る。右も同様。条帛は左肩から右脇腹から背面にまわり、再び左肩に懸かり、左胸前の内側を通り腹上に垂らす。裙は正面中央辺りで右前に打ち合わせ、腹前・両腰脇と背面に三角形に折り返しを見せ、折り返し下部より両腰下から背部に腰帯、またその内側、膝前にかけて腰布を廻らす。胸飾(瓔珞付)を着ける。臂釧・腕釧は着けない。

<品質・構造> 寄木造か。玉眼嵌入。白毫水晶製嵌入。肉身部金泥彩、着衣漆箔、頭髮群青彩。玉眼の彩色は阿弥陀如来に準ずる。表彩厚塗りのため構造は明確にならないが、恐らく前後二材矧ぎ、両肩先別材、左腕は肘先までと手首までと手首先別材、右腕は手首までと手首先別材。天衣遊離部別材。左足の柄を含む前面材別材。右足は柄を含め共木。

### 《勢至菩薩》

<形状> ほぼ観音菩薩像に準じるが、前頭部に水瓶を表す、左腕は肘を緩く曲げて垂下し、右腕は屈臂する、右に腰を捻り、左膝を少し緩めて右足先を少し前に踏み出す点が異なる。

<品質・構造> ほぼ観音菩薩像に準じるが、頭部は前中後の三材矧ぎ(面矧ぎ)とし、顎下にて挿し頸とするか。

## 【所見】

阿弥陀如来像は、円満な面相、柔和な肉付き、体奥を薄く、浅い彫り口の衣文表現、繊細典雅な姿態は、平安時代後期になって流行したいわゆる定朝様の典型的な作風を示しており、和様彫刻を完成させた仏師定朝作になる平等院鳳凰堂阿弥陀如来像（1053年作）に端を発した作風を追従したものであると言える。

本像は、仏像彫刻の製作技法が一木造（頭軀部の主要部を一材から彫刻する）から寄木造（頭軀を別としそれぞれを複数の材から彫刻する）に移行する平安時代後期において、その過渡期に見られるとされる一木割矧ぎ造になる。頭体幹部一材を正中で矧いで像容の彫刻及び内割りをした後、左右二材を合わせ、首の付け根に鑿を入れて一旦頭部と軀部を切り離す割首を行って、顔面の造作後に再び矧ぎ合わせするというものである。因みに、割首とするのは、分業作業が可能となることや木の歪みを防ぐ効果があるとされる。

このような構造になることや、衣文彫成が浅く平板になるなど、制作が平安時代・11世紀代に遡る可能性もあるが、11世紀後半から12世紀半ば頃までに見られる、定朝様に典型的な円満で穏和な面相に比べて、やや端厳で実人的な容貌に転換する鎌倉彫刻に見られる作風に近づいているような感覚も看取でき、制作時期が12世紀末まで下がる可能性もある。ただし、この点は、面部に見られる木屎漆による修補の可能性、玉眼も修補の可能性があり、さらに肉身部・着衣共に分厚い表面仕上げ（両脇侍像と共に江戸期の後補）がなされていることなどから、当初の像容が改変されている可能性もあるから断言できない。

次に、両脇侍となる観音・勢至菩薩像は、纏まりの良い姿態に整えられているが、衣文表現に見られるやや短絡的な彫成から室町時代・16世紀を下限としての制作になるものと考えられる。両像は中尊阿弥陀如来像を造像した折の両脇侍像に代わるものとして新造されたのか、室町期に独尊阿弥陀如来像の両脇侍像として新たに加えられて三尊一具となったのかはわからない。

さて、中尊阿弥陀如来像と両脇侍観音・勢至菩薩像の面相は相通ずるものとなっていることは一目瞭然である。制作時期の異なる像の面相が一致するのは、後に造像された両菩薩像が阿弥陀如来像に合わせているからであることは言うまでもない。そこで、それが前述したように阿弥陀如来像の面相に修補の手が加わっているのかどうかに関連して、当初の阿弥陀如来に合わせたのか、後世の修補時のものに合わせたのかという疑問点を整理しなければならない。現時点での仮説ではあるが、室町期の彫刻に鎌倉彫刻風のものも見られることから、阿弥陀如来像の面相が当初のものから鎌倉風に修補され、それに合わせて両菩薩像の面相もそれに合わせた、あるいは逆に新造された両菩薩像の鎌倉風の面相に阿弥陀如来像のそれを合わせた可能性もあるということにしておく。

以上を踏まえて、次のとおり結論を示す。

制作時期については、室町期と江戸期の少なくとも二度の修理の手が入っており、表面仕上げが分厚く当初の像容の見極めが難しい点があることを踏まえて、阿弥陀如来像は平安時代11世紀代に遡る可能性、鎌倉時代12世紀末に下がる可能性もあることも考慮して、平安時代12世紀作とし、観音・勢至菩薩像は、室町時代15～16世紀作とする。



そして、中尊阿弥陀如来像の面相に修補の手が入っているとしても当初の像容は損なわれてはおらず、①平安時代後期に主流となった定朝様の作風を彷彿とさせる、備後地方においては稀少な作例であること、②正中矧ぎの一木割矧ぎ造になる珍しい作例であること、③姿態バランスが整い優れた彫技がうかがわれる優作であること、④広島県全域においてみても等身大になる大きさをもつ彫像は決して多くないこと、⑤平安時代末期から鎌倉時代の作風へ移行する過渡期の作例として位置づけられる可能性があること、⑥両脇侍観音・勢至菩薩像が室町期の後補であるものの三尊一具としての体裁を整えること、などから高く評価でき、福山市重要文化財として指定する価値がある。

2023年（令和5年）9月22日

福山市教育委員会 様

福山市文化財保護審議会  
会長 佐藤 昭嗣



福山市文化財の指定について（答申）

2023年（令和5年）7月4日 付け福文第535号で、福山市教育委員会から諮問のあった標記のことについて、福山市文化財保護審議会に関係資料を調査・検討し、審議した結果、次の1件について福山市指定文化財として適当と認める旨の結論を得ました。

については、文化財保護のため、適切に保存するよう答申いたします。

1	種別（種類）	重要文化財（彫刻）
2	名 称	木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍立像
3	員 数	3 軀（三尊一具）
4	所有者名	宗教法人 蓮華寺
5	所有者住所	福山市今津町775番地
6	所在の場所	同上
7	法 量	別表のとおり
8	年 代	阿弥陀如来坐像：平安時代 12世紀 両脇侍立像：室町時代 15～16世紀
9	形状及び品質・構造	別紙2のとおり
10	そ の 他 参考となる事項	真言宗新熊野山西方院蓮華寺本堂本尊。平安時代、今津に開山した熊野三山の内、蓮華寺は熊野本宮に当てられ、その本地仏阿弥陀如来を本尊としたとの寺伝がある。中尊阿弥陀如来像は①定朝様の作風を彷彿とさせる、備後地方においては稀少な作例であること、②正中矧ぎの一木割矧ぎ造になる珍しい作例であること、③姿態バランスが整い優れた彫技がうかがわれる優作であること、④広島県全域においても等身大になる大きさをもつ彫像は決して多くないこと、⑤平安時代末期から鎌倉時代の作風へ移行する過渡期の作例として位置づけられる可能性があること、⑥両脇侍観音・勢至菩薩像が室町期の後補であるものの三尊一具としての体裁を整えることなどから高く評価できる。